

(様式1)

(様式1) 予備検討結果報告書

事業担当課・室 教育庁教育施設課・企画調整班

導入検討対象事業の名称	県立学校長寿命化対策事業 (県立学校大規模改修:船橋東高等学校)
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的としている。 千葉県立船橋東高等学校の施設は、設置から 50 年が経過し老朽化が顕著になっているため、目標使用年数 80 年までの長寿命化を見据え、早急に大規模改修工事を行う必要がある。
(2)整備予定場所	船橋市芝山2-13-1
(3)施設規模	約 10,259 m ² (整備対象見込みの4棟の合計)
(4)施設稼動期間	50 年 (令和6年度末)
(5)県民の利用の有無	☒ 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ ☒ 無し
(7)費用調達手段	起債 90% 一財 10%
(8)契約予定時期	令和7年度
(9)建設・整備期間	令和7年度から令和15年度
(10)供用開始予定時期	令和一年度 (居ながらの改修を予定)
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●千円 施設整備費 (設計費 + 建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	○設計から建設、維持管理等の業務は、民間事業者に委託できる事業であるが、学校教育に係る運営については、学校教育法第5条により、設置者自らが行うこととされているため委託できない。 ○学校教育法による制限の他には、法制度面での支障はなく、その点では PFI の適正がないとは言えない。

	○類似事業の過去の導入検討では、従来手法での整備が妥当という結果が出されており、PFI 適性があるとは言えない事業である。 ○一部でも設備整備等に着手している事業は、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地がないため、PFI 適性がないが、本事業は施設整備等に着手していない事業のため、その点では PFI 適性がないとは言えない。 類似事業での過去の導入検討において従来手法での整備が妥当との結果が出されており、PFI 適性があるとは言えない事業である。
(2)定量的確認結果概要	VFM(3.7 億円 6.7%)
(3)定性的確認結果概要	○設計については、大規模改修は既存施設を活用しながら必要な機能を整備していくため制約が多くなる。そのため民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地は小さい。 ○維持管理業務については、一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られるが、運営を委託できないため、その効果は小さい。 ○修繕等については、個別業務発注の事務手続きを要さず、PFI 事業者の判断で迅速な対応をとることが可能となる。 ○学校教育に係る運営については、学校教育法により設置者自らが行うこととされているため、委託できず、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地はなく、公共サービスの向上は見込めない。 以上により、維持管理業務において一定の効率化は見込まれるものの設計の制約がある上、民間事業者のノウハウや創意工夫を最も期待される学校教育に係る運営については委託できず、公共サービスの向上はほとんど見込まれないことから、定性的効果は小さい。
事業担当課における検討結果	予備検討結果等により、PFI 適性があるとは言えず、定量的・定性的にも効果が小さいことから、従来手法による整備が妥当である。

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費＋建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入